

2 高齢者・障害者・要介護者・療養中の方等に関するもの

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	高齢者ちよっとねぎらい事業（三代同居推進事業）	三世帯同居家庭の満75歳以上の高齢者が節目の年齢を迎えた場合、高齢者の日頃の労をねぎらい心身リフレッシュを図るとともに、家族のふれあいや絆を深める機会を創出することを目的として、市内宿泊施設等で宿泊（日帰り）などに利用できる利用証を交付するもの。	節目の方1人につき1万円（上限）助成 (1) 宿泊・飲食料金（各種税含む）が対象 (2) 利用額が1万円に満たない場合実費額 (3) 市内宿泊施設に限る。 ※砺波市ホテル旅館組合・庄川峡観光協同組合加盟施設対象	次の条件を満たす者 (1) 三世帯同居をしている者（当該三世帯家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2) 満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える者 ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み ・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用できる。	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2529p/	砺波市高齢者ちよっとねぎらい事業補助金交付要綱
社会福祉課	高齢者福祉施設等利用券配布事業	在宅の高齢者に対し、自立生活の助長及び心身機能の維持向上を図り、当該高齢者の外出を支援するため、市内の公衆浴場及び福祉センター等の利用券を支給するもの。	入浴施設等利用券 10回分 (ただし、1回あたり150円の自己負担あり)	当該年度の4月1日現在で本市の住民票に記載されている者のうち、同日現在満75歳以上の者 ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している人は対象外	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/45834p/	砺波市高齢者福祉施設等利用券配布事業実施要綱
社会福祉課	在宅重度障害者住宅改善費補助金	在宅の重度障害者が居住する住宅の居室、浴室、洗面所、便所、玄関、廊下又は市長が特に必要と認める住宅の設備、構造等をその障害に適應するよう又は介護者の介護負担を軽減するよう改善するために必要な工事費の全部又は一部を助成するもの。	(1) 所得税非課税世帯…左記工事費から国・県等からの給付額を引いた額（上限90万円） (2) 所得税課税世帯…(1)の2/3の額（上限60万円）	(1) 市内に住所を有する者で、身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている者のうち、視覚障害者又は肢体不自由者、内部障害を有する者のうち車いすの交付を受けている者 (2) 療育手帳のAの交付を受けている者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱
社会福祉課	就労支援施設等の障害者通所費助成	本市に住所を有する障害者に対し、就労支援施設等の通所に要する費用の一部を助成するもの。	(1) 公共交通機関を利用する場合 定期券代の相当額の1/2の額(限度額2万円) (2) 自家用車を利用する場合(保護者が運転する自家用車を含む。) 燃料費の1/2の額(限度額2万円)	障害福祉サービスを利用している障害者のうち就労支援等の事業を利用している者等	なし		砺波市障害者通所費の助成に関する要綱
社会福祉課	重度心身障害者等医療費助成	重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、本市に住所を有する重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成するもの。	医療費自己負担金を助成	(65歳未満) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が1級から2級までの者、療育手帳Aの交付を受けている者または精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例
			入院の場合の医療費自己負担金の1/2を助成	(65歳未満) 特別児童扶養手当該当者又は国民年金障害基礎年金受給者（上記に該当しない者で市民税非課税世帯の者）			
			医療費の自己負担金の一部または全額助成	(65歳以上) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が1級から4級の一部までの者、療育手帳Aの交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳1級から2級までの者又は国民年金障害基礎年金受給者			
			医療費自己負担分の一部を助成	(65歳以上70歳未満) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級が4級の一部から6級までの者又は療育手帳Bの交付を受けている者			
社会福祉課	心身障害者福祉金	本市に居住する心身障害者又は心身障害者の保護者に対し、その生活の激励と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者福祉金を支給するもの。	年額2万円～1万4千円	障害児童、重度～中度障害者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市中心身障害者福祉金支給条例
社会福祉課	心身障害児通園費補助金	心身障害児が児童福祉施設の通園に要する経費の一部に対し、保護者に補助金を交付するもの。	児童福祉施設に通園する心身障害児及びその介護者(特に必要と市長が認める場合に限る)が、最も経済的な通常の経路及び方法により通園する場合の通園に要する経費の3/10以内	児童福祉法第7条に掲げる施設(保育所を除く)に通園する心身障害児の保護者	なし		砺波市中心身障害児通園費補助金交付要綱
社会福祉課	並行通園利用者負担額助成	保育所や幼稚園等と児童発達支援センター等に並行して通園する障がい児の保護者に対して児童発達支援の利用者負担額を助成するもの。	児童発達支援の利用者負担額。 ただし、保育所等の利用者負担額を上限とする。	以下の全てに該当する者 (1) 本市に住所を有すること (2) 保育所等に在籍している児童の保護者であること (3) 児童発達支援の通所受給者証の交付を受けていること	なし		砺波市保育所等及び児童発達支援センター等並行通園利用者負担額助成事業実施要綱
社会福祉課	身体障害者自動車操作訓練事業	身体障害者手帳の交付を受けている者に対して自動車操作訓練を行い、自動車運転免許の取得を容易にすることにより、身体障害者の自立及び社会参加を促進するもの。原則として、対象者1名につき1回に限る。	市と訓練事業の委託契約を行った自動車学校 ◎費用の助成 (1) 入学金 (2) 学科教習料 (3) 技能教習料 (4) 技能補習料（15時限を限度）	本市の住民票に記載されており、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その運転に必要な適性検査に合格した者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱
社会福祉課	身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的として、身体障害者手帳の交付を受けている者が就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費を助成するもの。	自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費に対して、1件あたり10万円を限度とする。	(1) 本市の住民票に記載されており、身体障害者手帳の交付を受けている者 (2) 自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱
社会福祉課	福祉タクシー料金助成	外出困難な身体障害者に対し、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もって身体障害者の福祉の増進に寄与することを目的として、タクシー料金の一部を助成するもの。	年間、1枚につき額面200円の利用券を20枚	障害の級別が視覚障害又は肢体不自由(下肢又は体幹に限る)1級又は2級の者	なし		砺波市身体障害者福祉タクシー事業実施要綱
社会福祉課	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金	身体障害者手帳交付の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児の方に対して、補聴器を購入する費用の一部を助成するもの。	補聴器購入費（基準価格が上限）の2/3	18歳未満の身体障害者手帳交付の対象とならない方で、指定医師が意見書により補聴器の装用の必要を認められた者	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付要綱

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	人工内耳用電池補助金	人工内耳を装着している18歳未満の者に対して、人工内耳用の電池を購入した費用の一部を助成するもの。	年額1万円を限度に支給	18歳未満の人工内耳を装着している障害児	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/1874p/	砺波市人工内耳用電池補助金交付要綱
高齢介護課	おむつ支給事業	在宅の要介護高齢者等に対し、介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、高齢者及び心身障害者の福祉の向上に寄与することを目的として、おむつを支給するもの。	おむつ支給に要した費用の2/3を現物支給（ただし、月額7,500円を限度に現物支給）	本市に住所を有する者で、常時おむつを使用し、かつ、おむつの着脱に介助を要する者で次のいずれかに該当する者（家族の方がおむつ交換している者） (1)65歳以上の寝たきり又は認知症高齢者 (2)重度身体障害者(児) (身体障害者手帳1級・2級を所持する者) (3)重度知的障害者(児) (療育手帳Aを所持する者)	なし		砺波市おむつ支給事業実施要綱
高齢介護課	介護者もちょっと一息事業（三世同居推進事業）	三世同居世帯の65歳以上の要介護者（要介護認定4又は5）に対し、ショートステイの利用料(短期入所生活介護)の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額について助成し、家庭内における介護者の心身の疲労軽減、要介護者の在宅生活の継続を促進するもの。	(1)介護保険制度のショートステイの利用料(短期入所生活介護)の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額 (2)ショートステイ利用1回につき原則2泊3日以内とし、年間6回まで。	本市に居住し、次の要件を満たす者 (1)三世同居をしている者 (2)要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2405p/	砺波市介護者もちょっと一息事業助成金交付要綱
高齢介護課	介護保険ホームヘルパー派遣利用料減免	ホームヘルプサービスを利用しようとする者が、ホームヘルプサービスを利用した場合、利用世帯の実情に応じて、その利用料を市が助成するもの。	無料	本市に住所を有する者で、要介護3から5に認定され、かつ、当該年度に納付すべき市民税が非課税である世帯の者	有		砺波市ホームヘルプサービス利用助成要綱
高齢介護課	介護用品の支給事業	在宅の要介護高齢者等に対し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、高齢福祉の向上に寄与することを目的として、介護用品を支給するもの。	介護用品支給に要した費用の9/10を現物支給（ただし、月額6,250円を限度に現物支給）	本市に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者（家族の方がおむつ交換している者） (1)要介護度4又は5に認定された在宅の者 (2)市民税非課税世帯である者 ※砺波市おむつ支給を受けている者は除く。	有		砺波市介護用品の支給事業実施要綱
高齢介護課	家族介護慰労事業	在宅の要介護高齢者を介護している家族に対し、当該家族の負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、福祉の向上に資することを目的とし慰労金を支給するもの。	要介護高齢者1人につき年額10万円	本市に居住する者で次に掲げる要件に該当する在宅の要介護高齢者を介護している家族 (1)要介護高齢者 要介護4又は5に認定されていること。 (2)要介護高齢者が、過去1年間介護保険のサービスを利用していないこと。 (3)要介護高齢者が、病院等に継続して90日以上入院していないこと。 (4)市民税非課税世帯であること。	有		砺波市家族介護慰労事業実施要綱
高齢介護課	緊急通報体制等整備事業	在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯並びに身体障害者等に対し、地域における見守り体制を補完し、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、一人暮らし高齢者等の福祉の向上を図ることを目的として、緊急通報装置を貸与するもの。	装置の貸与を受けた利用者の利用料は、月額300円 (ただし、利用者が市民税非課税世帯に属する場合又は生活保護法に基づく被保護世帯に属する場合の利用料は無料)	本市に住所を有する者で、次のいずれかに該当し、かつ、日常生活の見守りが必要である者 (1)65歳以上の一人暮らし高齢者 (2)65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者 (3)身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する身体障害者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2033p/	砺波市緊急通報体制等整備事業実施要綱
高齢介護課	高齢者が住みよい住宅改善支援	65歳以上の高齢者が居住する住宅の便所、浴室、廊下、玄関、居室等を高齢者の自立支援等に対応したものとするための改善に必要な経費(対象工事費)に対し助成するもの。	対象工事費の2/3の額 (ただし、対象工事費は要介護者等については90万円、自立者については45万円を限度)	本市に住所を有する65歳以上の高齢者又は当該高齢者と同居する者で、居住環境の改善を必要とする者（世帯員全員が、所得税が課税されていないこと）	有		砺波市高齢者が住みよい住宅改善支援事業実施要綱
高齢介護課	高齢者等軽度生活援助事業（家周りの手入れ、家屋内の整理整頓などの軽作業）	在宅で生活する高齢者に対して、当該高齢者等の要介護状態への進行を防止することを目的として、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするために軽度の生活援助をするもの。	(1)利用回数は、月2回まで (2)利用時間は1回につき3時間を限度 (3)利用料金 ・市民税非課税世帯は1時間につき100円 ・市民税課税世帯は1時間につき480円（作業内容により料金が異なる場合あり）	市内に居住し在宅で生活している者で、世帯の全員が高齢者(65歳以上の者)である世帯の世帯員のうち、日常生活上の援助が必要な者	なし		砺波市高齢者等軽度生活援助事業実施要綱
高齢介護課	高齢者等軽度生活援助事業（雪下ろし）	在宅で生活する高齢者及び重度身体障害者に対して、当該高齢者等の要介護状態への進行を防止することを目的として、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続を可能にするために軽度の生活援助をするもの。	1家屋につき冬期間(11月から3月まで)2回まで (1)自主防災組織、町内会又は自治会の場合 1回につき実費相当額が1万円を超える場合は、その超えた額。 (2)その他の場合 1回につき実費相当額が2万円を超える場合は、その超えた額	市内に居住し在宅で生活している者で、次に掲げる者のうち、日常生活上の援助が必要な者 (1)世帯の全員が高齢者(65歳以上の者)である世帯の世帯員 (2)身体障害者手帳1級・2級の者のうち、単身で居住する者 (世帯を構成する者の前年の所得税が非課税である世帯)	有	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2031p/	砺波市高齢者等軽度生活援助事業実施要綱
高齢介護課	在宅要介護高齢者福祉金支給事業	在宅の要介護高齢者に対し、要介護高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、在宅要介護高齢者福祉金を支給するもの。	支給対象者1人につき年額6万円	本市に住所を有する65歳以上の者で、要介護状態区分が4又は5に認定された在宅の者で、次のいずれにも該当する者 (1)支給対象者、同一世帯の者で、前年の所得が、基準所得を超えないこと、また所得税が課税されていない者 (2)病院又は介護老人保健施設、グループホームに継続して3箇月を超えて入院又は入所していない者	有		砺波市在宅要介護高齢者福祉金支給事業実施要綱

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
高齢介護課	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業費補助金	低所得で生計が困難な者に対して、社会福祉法人等が行う介護保険サービスを受けたときに生じる利用者負担額について、その者の負担の軽減を図るため利用者負担額の軽減制度事業を行う社会福祉法人等に対し補助金を交付するもの。	社会福祉法人等が実施する利用者負担の軽減率 1/4 (ただし、老齢福祉年金受給者1/2)	市民税世帯非課税者であり、次の全てに該当する者 (1)年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (2)預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 (3)日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 (4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5)介護保険料を滞納していないこと。	有		砺波市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱
高齢介護課	寝具クリーニングサービス事業	在宅の要介護高齢者等に対し、当該高齢者等の衛生管理を図り、福祉の向上に寄与することを目的として、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供するもの。	実施回数は年1回(夏季) 敷布団、掛け布団、毛布、マットレス、羽毛、羊毛のうち3枚を1組として利用(無料)	本市に居住し、在宅で生活している次の要件を満たす者 (1)65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの市民税非課税世帯で要介護状態区分が要介護以上に認定された者 (2)身体障害者手帳1級又は2級の者のうち寝たきりの肢体不自由な者	有		砺波市寝具クリーニングサービス事業実施要綱
高齢介護課	福祉電話貸与	ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者に対し、当該高齢者や障害者の孤独感の緩和、安否の確認及び緊急連絡の手段の確保を図り、もって高齢者及び身体障害者の福祉の増進に資することを目的として福祉電話を貸与するもの。	電話の架設料、電話加入料、電話機使用料、回線使用料(基本料)を市が負担 それ以外の費用は、現に利用している使用者の負担	本市に住所を有し、現に電話を所有していない低所得世帯(市民税非課税世帯)に属する者で次のいずれかに該当する者 (1)65歳以上のひとり暮らしの高齢者であって、安否の確認を行う必要があると認められる者 (2)外出困難な在宅の重度身体障害者であって、福祉電話の貸与の必要があると認められる者	有		砺波市福祉電話貸与要綱
地域包括支援センター	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業	本市に住所を有する認知症の方で行方不明となるおそれのある高齢者等に対し、早期発見のためのシステム利用料(認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステムを稼働し捜索依頼した場合)の一部又は全てを助成するもの。	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム利用料は1回あたり4,500円 (ただし、利用者が市民税非課税世帯に属する場合又は生活保護法に基づく被保護世帯に属する場合の利用料は無料)	本市に住所を有する認知症の方で行方不明のおそれのある高齢者等	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/4482p/	砺波市認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業実施要綱
地域包括支援センター	認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業	認知症の方が日常生活における偶発的な事故により、他人に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者へ支払うべきお金を補償するもの。	保険料は市が負担する。 個人賠償責任補償：最大1億円 死亡時見舞費用補償：15万円	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/6932p/	砺波市認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業実施要綱
地域包括支援センター	ほっとなみ見守りシール交付事業	認知症の方が万が一同行方不明となった場合の対策として、衣服や持ち物に貼る2次元バーコード付きのシールを交付するもの	耐洗ラベル(衣服等にアイロンで貼付する物) 40枚 蓄光シール(暗闇で光るシールで持ち物等に貼付する物) 10枚	認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業登録者	なし		砺波市ほっとなみ見守りシール交付事業実施要綱
地域包括支援センター	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり必要となる費用を負担するのが困難である者に対して助成を行うもの。	成年後見等開始審判申立に要する費用及び成年後見人、保佐人又は補助人の報酬の全部又は一部 成年後見人等の報酬助成の金額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、下記の金額を上限とする。 (1)対象者が福祉施設、病院等に入所又は入院している場合 月額18,000円 (2)対象者が在宅の場合 月額28,000円	市内に住所を有する者(本市以外の市町村に所在する別表に掲げる施設に入所又は入院しており、かつ、当該施設への入所又は入院前に本市に住所を有していた者を含む。)で、次のいずれかに該当する者 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である者及びこれに準ずる者 (2)その他当該開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者	有		砺波市成年後見制度利用支援事業要綱
市民生活課	高齢者運転免許自主返納支援事業	有効期間内にあるすべての運転免許を自主返納した高齢者に対し支援するもの。 (目的：高齢者による交通事故の減少を図る)	自主返納の日から起算して60日以内に申請した場合に下記から一つを選択することができる。 (1)2万円相当の砺波市高齢者運転免許自主返納支援事業支援券(市営バスやタクシー、福祉施設等で利用可能) (2)2万円相当の加越能バス回数券	市内に住所を有し、申請時において満70歳以上の高齢者	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/service/2371p/	砺波市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱
健康センター	がん患者補正具購入費助成事業	がん患者の皆様の生活の質の向上と就労や社会参加を支援することを目的に、ウィッグと乳房補正具の購入費用の一部を助成するもの。	【助成対象経費】 (1)ウィッグ(装着時に必要な頭皮保護用のネットを含む。) (2)乳房補正具(補正パット又は人工乳房をいい、それらを固定する下着を含む。) ただし、国、地方公共団体等の公的機関において同種の助成金等の交付を受けている場合は、その交付の額を差し引いた額を助成対象経費とする。 【助成金の額】 助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次に掲げる額を限度とする。 (1)ウィッグ 3万円 (2)乳房補正具(右側) 2万円 (3)乳房補正具(左側) 2万円	次の要件を全て満たすもの (1)砺波市内に住所を有し、かつ、1年以上居住していること (2)本人及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと (3)がんと診断され、がん治療を受けた又は現に受けていること (4)がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補正具を購入していること	なし	https://www.city.tonami.lg.jp/info/42473p/	砺波市がん患者補正具助成金交付要綱
健康センター	骨髄移植等の理由による予防接種費用助成事業	骨髄移植等により接種済みの定期の予防接種(予防接種法第5条第1項の規定に基づく)の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する者に対し、当該予防接種にかかる費用を補助するもの。	助成の金額は、任意予防接種の再接種にかかる費用とする。ただし、接種した日が属する年度の予防接種(A類疾病)業務委託単価を上限とし、助成の回数は、実施規則に規定する回数を上限とする。	(1)骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている。 (2)再接種を受ける日において砺波市内に住所を有する。 (3)接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定による。	なし		砺波市骨髄移植等の理由による予防接種費用助成事業
健康センター	多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎妊婦における妊婦の適正な保健管理及び経済的負担を軽減するため、規定の日数に追加して健康診査を受診した多胎妊婦に対して健康診査費用の一部を助成するもの。	回数 5回まで 1回5,000円を上限とする	(1)健康診査を受診する日において市内に住所を有し、かつ多胎妊娠しているもの。	なし		砺波市多胎妊婦健康診査費助成事業実施要綱